平成２９年（フ）第１００２号
京都市西京区大原野東境谷町１丁目１番地
境谷東団地　12棟801号、前住所京都市左京区聖護院蓮華蔵町27番地　柴田ハイツ　202
債務者　佐古　義仁
1　決定年月日時　平成29年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１０６４号
京都市東山区三条通白川橋東入五軒町113番地　ルモン白川橋405号
債務者　日比　豊春
1　決定年月日時　平成29年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１１３１号
京都市上京区千本通中立売上る西中筋町19番地
債務者　伊藤　友枝
1　決定年月日時　平成29年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第８８１号
広島市中区白島北町18番１―1332号
債務者　中尾　知城（旧姓西村）
1　決定年月日時　平成29年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１８３６号
福岡県春日市上白水３丁目89番地　ビラージュ勝野105号
債務者　吉村　貴信
1　決定年月日時　平成29年11月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第６３号
山梨県富士吉田市上吉田1132番地の１　県営新屋団地２号館306号室
債務者　小林　光信
1　決定年月日時　平成29年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月24日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２９年（フ）第３２８号
大分県別府市大字北石垣1209番地の２　リバーハイツ103号
債務者　金島　　稜
1　決定年月日時　平成29年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月24日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第３３５号
大分市大字森町358番地の61
債務者　福本　玲子
1　決定年月日時　平成29年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月24日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１４５号
北海道苫小牧市山手町２丁目12番17号　ＳＡＮＳＵＩ201
債務者　手嶋　順子
1　決定年月日時　平成29年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月26日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２９年（フ）第１４７号
北海道苫小牧市明徳町４丁目２番33―312号
債務者　佐々木　孝
1　決定年月日時　平成29年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月26日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２９年（フ）第１３１号
青森県八戸市大字白銀町字南ケ丘８番地７
債務者　小島　洋介
1　決定年月日時　平成29年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月26日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２８年（フ）第７４号
岐阜県可児市今渡2504番地20
債務者　宇田　　誠
1　決定年月日時　平成29年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月26日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２９年（フ）第５９号
岐阜県可児市皐ケ丘８丁目17番地
債務者　伊藤　利夫
1　決定年月日時　平成29年11月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月26日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２９年（フ）第２２２号
三重県鈴鹿市道伯２丁目10番13号　ラン・コントル３号、前住所大阪府大東市三箇１丁目２番53号　山本マンション205号
債務者　古坂　国明
1　決定年月日時　平成29年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月26日まで
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２２６号
三重県津市高茶屋小森町1988番地１　サウスサイド110、住民票上の住所奈良県天理市櫟本町1290番地　天理県営住宅Ｄ－２棟106号
債務者　光延　安彦
1　決定年月日時　平成29年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月26日まで
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第５９号
滋賀県長浜市神前町11番12号
債務者　宮崎　輝夫
1　決定年月日時　平成29年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月26日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２９年（フ）第６９９号
神戸市中央区東川崎町１丁目３番６―208号
債務者　髙際　初実
1　決定年月日時　平成29年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部